

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十一月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

蒲生岩槻線	路線名
越谷市蒲生西町二丁目一二番一地从先から 同市大間野町一丁目八番一地先まで	供用開始の区間
令和七年十一月十一日	供用開始の期日
令和七年八月二十九日付け埼玉 県越谷県土整備事務所長告示第 十三号で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長三〇・二〇メートル	備 考